

平成 27 年 2 月 27 日

埼玉県東南部地域放射線対策協議会

草加市長 田中 和明 様
越谷市長 高橋 努 様
八潮市長 大山 忍 様
三郷市長 木津 雅晟 様
吉川市長 戸張 胤茂 様
松伏町長 会田 重雄 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う
放射線対策に要した費用の請求について」のご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月 29 日にいただきました「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策に要した費用の請求について」につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

記

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めております。

現在、賠償金のご請求受付をさせていただいております項目につきましては、平成 26 年 5 月に埼玉県さまを通じて「地方公共団体さまへの賠償に係るご案内」にてお知らせさせていただいております。なお、ご案内にてお示しさせていただきました賠償金のお支払い対象となる内容につきましては、地方公共団体さまへの賠償に係る弊社の考え方をお示ししていく中で、地方公共団体さまよりお伺いしたご事情を踏まえ、一部見直しをさせていただいたものとなっております。

お示しさせて頂いている賠償項目以外につきましても、引き続きご事情をお伺いさせていただきながら、適切に対応させていただきたいと考えておりますので、何卒、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上